

台湾における中華民国法制の「脱内地化」の進展と限界

王泰升（村上享二訳）

はじめに

台湾の法律は一九四五年、もともとの日本内地へ向かう方向から新しい中国内地へ接近する方向へ転換したが、一九四九年以降、台湾と中国内地は再び同じ一つの政府／国家の統治を受けることはなかつた。日本統治時代の後期、日本帝国は「内地延長主義」に基づき、できるだけ内地の法律効力を台湾に延長しようとした。一九四五年、日本は敗戦し、台湾を軍事接收した国民党政権もまた、もともと中国内地向けに設計されていた中華民国法制全般を台湾において施行した。問題は、一九四九年一〇月一日の中華人民共和国成立後まもなく、現実の政治において、同年一二月に遷台した中華民国が、「中国」と称されるこの一つの国家の核心地帯（即ち「中国内地」）を統轄することが出来なくなつたことである。⁽¹⁾ そして、中華人民共和国の統治を受けない台湾人民も、これにより中国人民ではなくなつた。換言すれば、一九四九年以前の台湾は、中国の一つの省であり、中国内地の一部であつたが、この年以降は現実的に中国との政治関係は絶たれた。

ただ、前述した一九四九年の政治大転換は、一九四五年、台湾で効力を発生し始めた中華民国法制では認められるものではなかつた。中国内戦に敗北し、蒋介石に指導された国民党は、一九四九年一二月九日、台北にて再び行政院を開いた。これを起点に事实上台湾（台湾、澎湖、金門、馬祖）を「領域」とし、その居住民を「人民」とし、対内的に十分に行使できる最高国家統治権を持ち、対外的にはその他の政治権威支配を受けず、国際的業務を遂行する「政府」を一つ持つ、「主権國家」⁽²⁾が成立した。しかし、一般の台湾民衆は、戦前の日本民族主義と戦後の中国民族主義に覆われた教育を相次いで受けるなか、もう一つの「内地」と組み合わされてこそ一つの国家であり、小さな台湾では一つの国になれない（その面積はスイスに匹敵するにもかかわらず）教え込まれ、台湾独自の建国意識や信念を生み出すことが比較的難しくなっていた。このような大きな環境のもと、一九四九年に中国から台湾へ移入してきた、蒋介石に指導された国民党政府は、中国の執政者の名分を再び保有するため、中国で導入した中華民国法制の有効性を引き続き維持し、いわゆる「法統」を打ち立てることで、「中国人民が構成する政府」という言説を支えた。

中華民国法制がもともと設定していた領土は中国内地を含んでいたが、中華民国中央政府が一九四九年末に、台湾へ遷移して以降、この設定は現実と食い違うものになつた。これに対し、台湾の中華民国政府／国民党政府は法制上、中国内地を「大陸地区」（その範囲は福建省の金門と馬祖を含まない）と定めることで、自身が統治している台湾（台湾、澎湖、金門、馬祖を含み、中華民国法制上「台湾地区」、または「自由地区」と称せられる）を「一つの中国」の辺境に押しやることを避けた。しかし、後で述べるように、中華民国法制が何事においても施行地域がなお「大陸地区」を含むと考えるならば、台湾人民の要求にこたえるため、法制内容を調整するという困難をもたらすことになるだろう。このような苦境に面したとき、各種の可能な法律解釈で法制上の矛盾を克服するか、または台湾の政治や社会の現実に基づき、大陸地区の状況を考慮せずに法律を改正することになる。

中国内地を含む領土に再び拘泥しない「脱内地」の効用、また「脱一中」とも言われ、つまり台湾と中国内地は同

じ一つの中国であるという考え方を排除することを、その初期の不採用から、国民党政権は部分的に採用しなければならなくなり、そして、かなり広範に遵行されるようになつたが、依然として憲法上はためらわれ決定されていない。これが本稿の探求する「脱内地化」のテーマである。

一、中央民意代表制度が漸次実施する「脱内地」

(二) 民意のチェックを受ける必要のない「大中国」中央民代

中国民国時代の末期である一九四七年一月一日に公布し、同年一二月二五日に施行された中華民国憲法は、ほかでもなく自由憲政主義が内包する法典を一部有していた。国家の政情が大きく混乱している中、一九四七年一一月と一九四八年一月、中華民国憲法に則り、中国内地と台湾（中国の一つの省として）で、それぞれ第一回国民大会代表二九六一名、及び第一回立法委員七六〇名と第一回監察委員一八〇名を選出した^③。国民大会により、「新憲法が生み出した」蔣介石総統が選出された後、總統が行政院長を指名し、新憲法が生み出した立法院は同意権を行使した。しかし一九四八年五月二〇日、新憲法が生み出した總統が就任する前に、第一回国民大会は、一九四八年四月に「動員戡乱時期臨時条款」を制定し、同年五月一〇日に公布して、憲法の条文を部分的に凍結し總統の権力を強化した。これに続き、新任した總統は、同年一二月一〇日に全国に戒厳令を布告し（台湾省など五つの地域を除き）、台湾省も一九四九年五月二〇日に戒嚴令が実施された^④。

中華民国憲法の観点によれば、一九四九年の年末に台北にて「中華民国政府」が再び創設されたが、これは上述の

憲法により生み出された第一回中央民意代表が同意し作り上げた政府であった。これにより、国民党政府は自らを「法統」を擁するものと称し、中華民国憲法に依拠し成立したことで正統性を有し、対立する共産党政府を「反乱」団体とした。⁽⁵⁾ これは、現実には国民党政府は統治できず、中華民国法制が述べている「大陸地区」は、「動員戡亂時期」に反乱団体により占拠された国家の「領土」である、ということを意味している。一九四九年以降、大陸地区はすでに国民党政権の統治力は及ばず、再び選挙を実施する方法がない。それゆえ、法制上「大陸各省」で選出されたいた「人」が台湾に来て、中央の「民意」機関に存在することで、国民党政府は依然として「法統」を有していることを見かけ上顯示した。しかし、これらの代表の構成から言えば、大陸の各省で選出された人が大多数で、台湾省で選出された人はごく少数である。これは一九四九年以降、現実に政府が統轄する人口の中で、台湾省籍が大多数を占めることが正反対である。

軍、特殊警察を拠りどころに、威權統治を行つた国民党政権は、前述した実際の統轄人口と代表人数の間の巨大な落差を意に介さず、依然として民国時代中国からの民代は継続して職に就いた。しかし、中華民国憲法は民意が備える流動性の法理に基づき、民意代表が有する任期の制限を、国大代表、監察委員、立法委員で、それぞれ、六年、六年、三年としていた。まず初めに直面した改選問題は、第一回立法委員の三年の任期が、一九五一年に満期を迎えることだった。そこで、一九五〇年一二月二七日、行政院決議は、總統が立法院に諮問し、立法委員が継続して一年、職権を行使することに同意を得るよう願い出た。⁽⁶⁾ 立法院は即刻、この実際上の任期延長案を通過させ、その後の一九五二年五月、一九五三年四月、立法院は再び蔣介石の諮詢案に同意し、それぞれ任期を一年延長した。⁽⁷⁾

その後、一九五四年の第一回国民大会代表と監察委員の任期が満期の六年を迎え、再度改選問題に直面した。一九五三年九月、国民大会代表が第一回總統、副總統を改選するとき、国民党政権はこの苦境を解決しようと試みた。憲法第二八条第二項の規定、「各回の国民大会代表の任期は次回の国民大会開会の日で終了する」により、行政

院は決議をもって、「第二回国民大会は、まだ法に則り選挙を行い開催することが出来ない状態にあり、第一回国民大会は当該条文の規定に従い、将来の情勢が許すのを待ち、改選を行う」と示した。このような法律解釈がなされ、蒋介石総統による国民大会秘書處への電報通告が行われた。⁽⁶⁾これにより行政機関の法律解釈のみで、国民大会代表の任期は延長された。

しかし、監察委員会の任期問題は依然として解決されておらず、立法委員会は毎回一年延長するという短期策に頼っていた。立法委員と監察委員の任期問題を完璧に解決するため、司法院司法官会議は一九五四年一月二九日、釈字第三一号解釈を公布し、「国家に重大な災難が発生するにあたり、法律に則り次回選挙を処理することは、事实上不可能であり、もし立法、監察両院の職権行使が停止に陥れば、あきらかに憲法が掲げた五院制度の本旨と相違する。第一回委員はまだ法律に則り選出できておらず、第一回立法委員、監察委員はその職権を継続して行使する」と認めた。換言すれば、行政機関を国民大会のために存続させたようなもので、立法委員と監察委員は、国会で全面改選前の職権を継続行使することが許可された。数十年、継続して「第一回」と称せられ、民意の代表と、選挙民の間に本来ある定期的な委任関係が無視し続けられた「万年国会」は、法的形式上これらの解釈により、憲法における基礎を有していた。

台湾で行われた中央民意代表選挙の結果にかかわらず、当然、国民党政権は有利であった。台湾人口の多くを占める本省人選挙民を抑え込み、民主代表選挙によつて国政を問わず、人口の少ない外省人は、選挙を行えないにもかかわらず、かなり高い比率で中央国政の軍事部門、公共部門、宗教部門を掌握していた。さらに重要なのは、人数が極めて少ない国民党上層部のエリートが台湾で強固に敷いている「少数専制統治」であり、中央民意機関の大多数は大陸地区から来た在職民代で占められ、もともとからある政治勢力圏とは隔たり、蒋介石親子とその随行者が統治する台湾になり、人々は軒下で頭を低くしているしかなかった。蒋介石一家は最高の国民党高級エリートであり、大陸地

区を含む法律上の虚構の領土における最大の受益者であった。

しかし、中華民国法制の体裁を維持するため、国民党政府は十分な数の中央民意代表を必要とし、そのため民主制度の真意を捻じ曲げるのも厭わなかつた。例えば、もし台湾にやつてきた国民大会代表の人数が国民大会開催の要件を満たさなければ、憲法上で規定される總統、副總統選挙や憲法修正の手続き（法統）に関連する）を行うことは困難であつた。そこで、ただちに政府に対し連絡できないか、または「附匪」（中国に通じる者）として指名手配された国民大会代表を「欠員」と規定し、台湾で原選挙区の他の立候補者を順次補充することで、大陸地区の「民意」の代表とした。このほか立法委員もまた補充を許可した。しかし、かつて国民大会代表選に参加し、資格を有する補充者は限られていた。一九六〇年、国民大会を開会するため臨時条款を改定し、蔣介石を三期連続して總統とすることで、大法官會議は再び火消しの役を務め、憲法が規定するところの開会のためには国民大会代表総数の三分の二以上（^⑨）の出席が必要であるという、この「総數」を「法に則り選出され、召集に応じられる国民大会代表人数を計算規準とする」（釈字八五号解釈）と解釈し、十分な人数をもつて開会するという「法定定員」という一般法理を採用しなかつた。

歳月が過ぎるにつれ、台湾に來た中央民代は徐々に少なくなり、国民党政権は「台湾から（すでに存在していない）民国時代の中国の民意代表を選出」という手段を持ち出し、一九六九年、「動員戡乱時期における、自由地区の中央公職人員増補選」を実施した。中華民国憲法が規定する各省の選挙立候補者数を基準とし、台湾省は人口増加により定員増となる「増選」となつた。補選、それは台湾省の中央民代が欠員したとき、台湾で改めて選挙を行い、その当选者でこの不足を補うというものである。最後に、増、補選挙で選出したのは国大一五人、立委一一人、監委二人であつた。これらの増補選選出者は明らかに選挙を経た台湾選出であるにもかかわらず、もともとの中央民代と同様に定期改選を必要としなかつた。^{（10）}国民党政府がいろいろな民主原理と違う方法を用い、出来るだけ守ろうとしたのは、

大陸地区を含む領土の法律上での揚言であり、これは蔣介石一家の統治エリートが台湾で遂行する少数專制政治のよ
りどころの一つであった。

(二) 「大中国」中央民代退職による民意機関の本質への回帰

一九七〇年代、国民党政権は国連からの脱退や米国との断交など外交上の挫折により、台湾国内統治の正統性の基礎が揺らいだ。国民党政権はある程度、台湾住民ひいては本省人エリートに、中央政府の運営に関与することを開放し、これにより過去二〇年あまり法制が設定した台湾省と、その他大陸各省の同一視は難しくなり、現実的に統轄している台湾地区（台湾省と福建省の金門、馬祖、両県を含む）は法制度の形式上、僅かに存在している大陸地区より良い待遇を得た。中央民意代表の、定員増加改選から全面改選への変化は、重要な一例である。

法律手段上、動員戡乱時期臨時条款の改正を経て、政治実力者である総統は中央民意機関の改造プロセスを進行させた。一九七二年三月、動員戡乱時期臨時条款を再び改正した第六項は、総統に「自由地区での中央民意代表大会定員の増員、定期選挙、国外に住む国民が選出する立法委員および監察委員など、実際上選挙者を行えない者については、總統が選挙の方法を取り決める」という権利を受けた。また「増員された国民大会代表は、六年ごとの改選、立法委員は三年ごとの改選、監察委員は六年ごとの改選」とした。定期改選で増加された中央民代、規定により民国時代の中国で選出された中央民代、既に前述した改選の必要のない増補選出の中央民代、これらは職権を共に行使した。注意しなければならないのは、台湾地区の中央は民意代表を増加させたにもかかわらず、各民意機関の代表の中で占める比率は依然低かつたが⁽¹⁾、すでに憲法本文中の各省の定員配分比率を超えていたことである。換言すれば、中華民国法制は既に「有効支配領土」は台湾のみであるという現実に変化し、初めて、台湾を「一つの国家」における「特殊地域」とみなしその他の地域に比べ、多くの参政権を持つことができ、台湾は、台湾の民意を実際に代表でき

る中央代表を生み出すことができ、これは台湾の特殊性を示していた。もし単に、法制の規範で述べるなら、これは「内地延長主義」とまったく反対の「特別統治」方針を採用していた。

台湾が徐々に民主化に向かうにつれ、中央民意代表は増え続けた。ついに一九九〇年六月二一日、自由民主憲政理念を執る司法官大法官会議が釈字第二六一号の解釈を行つた。この条項の解釈の具体的な要求は「事実上すでに職権を行使できない者、または常に職権を行使しない者は、直ちに調査し解雇し、それらを除き、未定期改選の第一回中央民意代表者は、中華民国八〇年一二月三一日までに職権の行使を停止し、中央政府は憲法の精神、本解釈の主旨および関係法規に則り、適切な時期に次回中央民意代表選挙を行い、憲政体制を確保する」ことであつた。換言すれば、未定期改選の老代表者たちは、一九九一年末までに退職しなければならず、中央民意代表の全面的な定期改選を行うことであつた。

そして、一九九一年の五月一日、第一回国民大会は憲法修正手続きが定める「憲法増修条文」の効力を発生させ、その増修条文の第一条から三条は、第二回中央民意代表を「自由地区」、即ち台湾選挙区、山胞（原住民）、華僑、および全国区などの四種の代表とし、華僑および全国区は地区の政党の得票数により定員を分配すると規定した。台湾の学会において一部の人は、ここで創設された「全国区代表」で「法統延長と民主選挙の両難が解決したこと」を認識し⁽¹²⁾、あるいは「全国」の概念をもつて、まだ「大陸代表」を含み法統が継続できると認識した⁽¹³⁾。しかし、一つの地域にすぎない甲地域（台湾地区）で選出された代表による民意機関が、実際に甲地域と乙地区（大陸地区）を含めた全國人民を代表するのは難しかつた。そうでなければ、以前の国民党政府も苦心慘憺する必要はなく、各種の手段を見つけて、もともと大陸地区で選挙された「人」を「民意」の職につかせ、あの「万年」である中央民意代表ですら、改選しない理由は無かつた。しかるに法理上異論があろうとなからうと、この制度のもとでは、台湾の中央民意代表は、一九九一年の国大代表選挙、一九九二年の立法委員選挙から全て、台湾人民の定期改選を経て生み出され、大陸

地区の人民の投票参加はなくなつた。中央民意代表機関はもはや、もともと「内地」と称せられていた大陸地区代表から構成されず、これは一種の「脱内地化」の表れであつた。しかし、今述べた「大陸地区」と呼ばれる架空の領土は、中華民国法制内にまだ存在していた。

二、領土範囲および行政区画と組織の限られた「脱内地化」

(一) 台湾の中国各省との併走から台湾省の独走へ

蒋介石総統が指導していた国民党政権が中央政府を遷台して以降、实际上台湾省と中央政府の管轄区域の大部分は重なつていていた。ただし、「中国合法政府」の体裁を保つため、政府の体制上台湾省の存在を維持し、もう一つの「全國」的な中央政府と対比しなければならなかつた。台湾省が一つの省であるからには、法理に則り、憲法の定める地方自治を推し進めなければならないが、台湾に来た国民党統治エリートの人数は限られ、中央政府の職に集中していた。また中央政府が使用できる資源はほとんど台湾省にあり、もし憲法の規定に則り、台湾で省の自治を推し進めれば、中央政府は自身が有している資源を提供する困難に遭遇する。このため、一九五〇年四月二〇日、性質上「中央政府外派機関」に属する台湾省政府⁽¹⁾は、行政院の命令により、「台湾省各県市実施地方自治要綱」を公布し、上級機関の自治監督権を拡大し、地方政府の人事権および財政権を等しく縮小していった。

しかし一九五〇年ごろ、将来、大陸の各省、故郷へ帰還することを推進していた地方自治体の立法委員たちは、積極的に省県自治通則条文の制定を進めた。これに対し、行政院は表面に立つて調停し、立法院に案を棚上げにするよ

う促した。⁽¹⁶⁾前述の一九五〇年代の中央民代制度同様に、国民党政府もまた、台湾省を除くその外側にも多くの「大陸各省」があるとして、台湾で憲法の定める地方自治の施行を拒否した。これが現実上で意味しているのは、中央政府管轄区域と殆ど重なる台湾省で、省県自治通則が規定するような省民選出省長を認めないとということである。そうでなければ、台湾でないところに設置される民選により誕生した、政府行政院長や総統にはどのような意味があるのでろうか？

上述したのは「憲法によらない地方自治」ということで、法律の形式上、問題とされやすく、一九八〇年代における台湾の政治民主化のうねりの中で広く批判を浴びた。しかし、二ヵ月後に前述の国会全面改選の釈字第二六一号の要求をなしとげた同じ大法官たちは、一九九〇年四月一九日に公布した釈字第一六〇号の解釈で、「姑息」とも言えるよう、行政命令により実施される地方自治の、明らかな反法治主義よりも、憲法の規定に依拠することを堅持しようと、中央が「自治通則」を制定した後、各省県市は通則に依拠して、自治法を制定しなければならないとした。かつこの所謂自治「通則」は、普遍的に「全国」において通用するよう制定されなければならず、台湾「一省」に焦点を当ててはいけないとした。しかし通則はなく、各地方政府は当然自治法規を制定する方法がなかつた。この項の見解は「脱内地」を拒絶するに等しく、法律の形式上「大陸各省」を等しく扱うことは、現実に台湾の民主を向上させることよりもさらに重要であった。

ただし、情勢は瞬く間に変化し、釈字二六一号は国会の全面改選に応じるよう公示した。一年後の一九九一年、動員戡乱宣言を終了し、憲法増修条文を制定した後、中華民国法秩序、すなわち先の大陸各省を含む「全国」に焦点を当て制定した「通則」による自治法は、明らかに「脱内地化」へ向かつた。まず、一九九二年の憲法増修条文により、憲法上の省県自治通則に関する規定の適用が停止され、一九九四年、省（院轄市）、県（市）、郷（鎮、市）の法人地位を与えると制定し、法による自治であり台湾省で施行され、福建省には及ばない「省県自治法」と「直轄市自治

法」が制定された。⁽¹⁹⁾これは、法制上の「大陸各省」が問題とならない「脱内地化」方式により、台湾を「憲法が定める地方自治」の実施へ向かわせたと言える。

しかるに、台湾省の自治法人化および省長の民選は、台湾省と中央政府の管轄区域の大部分（一九九〇年代は九八パーセント）を重複させた。特にこのとき、全台湾の八〇パーセントの人口（台北市、高雄市および金門、馬祖兩県の人口を除く）が直接選出した台湾省長は、広範な民意基盤を有していた。そして一九九六年、台湾で第一回總統直接選挙が実施された後、李登輝総統は国家発展会議を開催し、所謂「政府機能と組織の簡素化調整」という政府と民間の協力を達成した。⁽²⁰⁾一九九七年、憲法増修条文九条で台湾省長および省議会の選挙を停止し、省が持っていた職権を県、市または中央に移転させた。その後の台湾省は、省の権限、権利義務を有する主体者の範囲に属し、公法人の資格を有していたが、もはや地方自治体性の公法人（司法院大法官會議釈字第四六七号解釈を参照）ではなかつた。ただし、中華民国法制上、台湾省は一つの省であり、ただ「改善」されたのであり「解決」されたわけではなく、いぜんとして「内地／大陸各省は同じ中国の一省」という古い概念であつた。

（二）国家領土範囲に関する論争

前述の台湾法制転換の重要な前提是、一九九一年五月一日、李登輝総統が動員戡乱宣言の終了をもつて、動員戡乱時期の臨時条項を廃止し、国民大会を通じた中華民国憲法増修条文を公布したことである。⁽²¹⁾動員戡乱の終了の意義は、以前の「国家での反乱の発生により、憲政の施行は出来ない」という法制上の宣言を放棄したことであり、これはまた、現在中華人民共和国を統治している政府を「反乱団体」ではないと認めたことに等しかつた。

しかし、一九九〇年代、中華民国法制は、国家領土範囲の宣言に關し、やはり直接的で明確な改変を願わなかつたようである。一九九一年、「第一回」国民大会による民国時代の中国長老代表と、中国民族主義を抱く国民党員から

なる憲法修正機関を通過した憲法増修条文の「前文」には「国家統一前の必要から……憲法条文を増修する」と明記され、その第一〇条は「自由地区と大陸地区の人民の権利義務関係およびその他事務処理は、法律による特別規定とする」とした。文章に書かれている「國家統一前」という表現により、当時の立法関係者が、国家はまさに「統一前」の分裂状態にあり、国家の領土は、第一〇条が述べている「自由地区」と「大陸地区」の二つの部分があると認識していたことが窺える。もし、そうであるなら、中華民国法制上、国家領土範囲に関して、依然中華民国政府の統治権が及ばない「大陸地区」を排除しておらず、本論文が述べている「脱内地」の現象は、まだなかつたと言える。引き続き、法律の規範上、一九九二年七月一六日に制定公布された「台湾地区と大陸地区的人民関係条例」(同年九月八日施行、以下簡単に「两岸関係条例」と記す)の第一条は「国家統一前に、台湾地区の安全と民衆の福祉を確保し、台湾地区と大陸地区人民の往来についての規範を定め、人民の間で発生する法律事案の処理を本条例で特別に制定する」と表し、そして、第二条の条文により、台湾地区が「政府の統治権が及ぶ」地であり、大陸地区は「政府の統治権が及ぶ」地区以外の「中華民国領土」であるとしている。两岸関係条例は、まつたく大陸地区的「安全と民衆の福祉」を提供せず、政府統治権の及ばない大陸地区は「治外」の地で「国法」が及ばないとした。

また中華民国法制は西洋の国際秩序である「国籍」概念を源としていないので、「治内」と「治外」という、「台湾地区人民」と「大陸地区人民」のどちらに属するかで区別した。两岸関係条例第二条の第三、四の両項は、「戸籍」で身分を定義し、法制上だけの「台湾地区人民」、すなわち事实上台湾（台湾、澎湖諸島、金門、馬祖）に居住する人民は、「台灣の中華民国」の国民と見なされる。もし、一定時間以上中国大陸（金門、馬祖を含まない）に居住し、「中華人民共和国」の中国戸籍を有していたら、それは法制上「大陸人民」に属し、实际上、台湾国民の権利と義務を失う。ようするに中華民国法制の基本上、中国（中華人民共和国）人民を同一国家の成員と見なさず、所謂中国の土地をその「領土」としない。これは「脱内地」または「脱一中」「脱内地を目指す」と言える。

一般的の抽象的な法規範の法律条項は、いかに記述されようと法律条項であり、実際の案例でいかに解釈適用するかは別のことである。中華民国憲法の第四条規定によれば「中華民国領土はその固有の領域に依る」としているが所謂「固有の領域」は具体的にどこを指すのであろうか？ 唯一、憲法解釈という中華民国法秩序を体現する権利を有する司法院大法官会議は、これに対し立場を表明しようとしている。次に第三三八号によれば憲法上「固有領域範囲の境界を定めることは、重大な政治問題であり、司法権の憲法解釈機関での解釈を受けない」としている。政治問題である以上、「人民留保」の理論を基に、このような国根本に關わる問題は、主権者である人民の公民投票をもつて決定することを留保されるべきであるとしている。⁽²²⁾ 憲法解釈機関は前述の解釈において、この点をまったく述べておらず、中華民国法制上まだ、定説が無い。

一九九一年、憲法増修条文が制定された後、中華民国法制上、大陸地区の法律の性質は変化しなかつたのか？一九九二年、かつてある法学者は、今後の台湾と中国は「特殊な国と国の関係」となるということに基づいて、中華民国憲法の有効地域は法制上の「大陸地域」にはもう及ばないと認識した。⁽²³⁾ 公法学を専攻した許宗力の指摘によれば、一九九一年の憲法増修条文の前文は「国家統一前の必要のため」と述べ、憲法は国土が既に分裂していることを示しており、その第一〇条は、两岸人民の往来が起こす法律問題および関係する事務は、授權立法機関が規定し、大陸地区内部の人民に法律関係の規定を行わないとしている。つまり、憲法の適用地域を台湾地区に制限することを意味していた。この点は、追加修正条文第一条から第三条に、中央民代は台湾地区だから選出されると明確に定められていることからも分かる。さらに第一〇条を創設し、外国人に関する法規により処理しないことは、两岸関係は一般の両国関係ではないからであり、ここに授權立法機関は、大陸地区人民に外国人と比べ、異なる地位を与えることになつた。⁽²⁴⁾

一九九九年、總統であつた李登輝は上述の「特殊な国と国の関係」を公に支持した。⁽²⁵⁾ 二〇〇〇年、多くの法学者も

また、法解釈論の立場から、許宗力の前述した「特殊な国と国の関係」の主張を支持した。²⁶しかし、中華民国法秩序

から言うのなら、總統や法学者たちの憲法解釈は、全て非憲法解釈機関による中華民国法秩序の部分的な有権解釈である。さらに、前述の許宗力教授や李登輝總統は、一九九一年憲法修正後の有効地域は大陸地区に及ばないとし、憲法上の領土が大陸地区まで及ぶということに挑戦することは困難であり望むものではなく、ただ憲法の効力は大陸地区まで及ばないと主張した。ただし、法理上疑問が無いわけではなく、領土の一部である以上、なぜ国家の法秩序の最高位にある憲法が施行されないのであるのか？過去よく見かける例は、ただの植民地、租借地、信託管理地などには國家の憲法は施行せずということだが、所謂「大陸地区」はこのような性格をもつているということなのだろうか？これは常識とはかけ離れているであろう。この結果は、追加修正条文を含んだ中華民国憲法に、歴史要因により領土範囲に関して中国内地を含むという、法律上の公言が依然として存在するということであり、これは法律上、台湾（台灣、澎湖、金門、馬祖）を領土とするという憲法を、台湾に誕生させることをかなり妨げるものであり、台湾は一つの法理上の国家として規範上、一定の疑問に遭遇している。

要するに、中華民国憲法は実質上、すでに大陸地区において適用されておらず、すでに「脱内地」、「脱一中」を達成したと言えるが、法律の形式上まだ大陸地区を領土としており、よってまだ完全には実現していないのである。ここで法制のもと、党綱内に「台湾は一つの主権独立国家であり、その主権領域は台湾、澎湖、金門、馬祖およびその付属島嶼にのみ及ぶ」と明記した民進党は、二〇〇〇年から二〇〇八年まで、中央行政権についていたが、國際社会で中国は興隆し、台湾内部は政府が弱く野党が強い（立法権を掌握しきれていない）政治的現実のもと、憲法上の領土宣言を変えるのは難しかった。中華民国憲法同様、民国時代の中国で誕生した中国国民党は、二〇〇八年、台湾において再度政権についたが、当然、この憲法上の領土に関する規範の宣言を変えようとはせず、李登輝、陳水扁の二〇〇八年（一九八八—二〇〇八）の政策を改め、台湾地区の「地区性」を重視し、中華民国の「国家性」を軽視する傾向があつ

た⁽²⁷⁾。二〇一二年三月、国民党の馬英九が総統の再選に成功した後、さらに、「一九九一年の憲法増修条文上の「国家統一の前」「自由地区と大陸地区」などの文言を援用しようと試み、ふたたび「一国兩区」の論調を取り上げた。前述した一九九一年の憲法修正後の、実質上台湾を国家とする望み、国際化という努力を否定しようとしたが、前述の両国論を支持する少なくない法学者の批判を引き起⁽²⁸⁾こした。在野にある民進黨の政治家は、対策を確立できなかつたり、または大陸地区を含む領域を概念上、依然認める「憲法一中」を打ち出したりした⁽²⁹⁾。このようにして、一九九〇年代における、中華民国憲法の有限な、または曖昧な「脱内地」、「脱一中」は深刻な影響を受けた。

三、全国的な中央の法律は普遍的な「脱内地化」

（一）民事法

中華民国民法は、一九二九年から一九三一年の間、中国で公布され施行が開始されたが、その後の修正は全て、台湾でのみ施行されている（大陸地区において施行されていない）期間内に行われた。司法行政部が一九七四年から開始した民法改正作業に基づき、まず総則編の修正を進め、一九八二年までに立法手順を完成させ、一年後の元旦に施行を開始した。その後直ぐに親族編、相続編の修正を進め、一九八五年六月三日に公布し施行した。財産法の部分は、もともと債権編、物権編の順で改正するつもりであつたが、債権編の改正プロセスは非常に大きく、多くの時間を必要とするので、法務部は一九八八年に別に物権編改正班を設け、まだ完成していない債権編の改正と同時進行させた⁽³⁰⁾。そして一九九九年、債権編は修正を終え、二〇〇〇年五月五日に施行され、また物権編は一〇〇〇年代に三回に分け

修正が完了した。⁽³¹⁾これらの法律修正活動は、中央政府統治権が大陸に及ばないので、大陸地区を考慮していないことは仕方のことだが、修正後の結果から論じるなら、中国内地を同一の領土と見なしておらず、「脱内地」、「脱一中」と言うべきものである。

民事法上、時には大陸地区の存在を適切に考慮するが、そのときは常にその地区の人民を本国人と見なしておらず、これもまた「脱内地」の結果である。もつとも明らかな例は、両岸関係条例第六七条であり、そこでは一九九二年七月一六日の制定公布時に、中国人民は台湾人民の遺産を、一定の額、種類上の制限を受けた相続権のみ持つことができると、すでに規定している。二〇〇九年七月一日、この条項を修正したとき「大陸地区人民を台湾地区人民の配偶者としたときは、その台湾地区の遺産を相続するか、遺贈を受ける者になる」という項目が追加され、前掲の金額の上限が取り除かれ、許可された長期居留者もまた「台湾地区相続人の居住地」に属さない不動産も相続できるようになつた。この修正理由は「台湾の配偶者との婚姻関係による大陸の配偶者が共に生活を営み、台湾社会および家庭と緊密な連帶関係を築くなら、一般の大陸地区人民とは異なる」ということであった。⁽³²⁾ひとことで言えば、この第六七条の規範の意図は、できるだけ台湾にいる相続人の権益を保護し、中国に居住する相続人を顧みないことである。

一九三〇—一九三一、一九三五年、中国で公布施行された中華民国民事訴訟法典は、中華民国政府が遷台した後の、一九五三年から、一五年を経過し、全文が修正され「民事訴訟法」という名称で一九六八年二月に公布施行された。⁽³³⁾しかし、旧法典と同様に基本的に歐州の法体系の理論と実務を踏襲し、よつて施行地域が大陸地域に及ぶかどうかとは無関係であった。⁽³⁴⁾しかし、この法典は、戦後台湾における台湾法院の実践活動と学説上の発展を反映させ、一九九九年からすでに重大な修正がなされている。「全国」で一部施行された民事訴訟法が修正されるとき、まったく「大陸各省」の法院の実践活動を顧みておらず、これは「脱内地」と言うべきである。

(二) 刑事法

中華民国刑事法典は一九三五年に中国で公布され施行され、一九四九年、中央政府の遷台後、台湾（台湾、澎湖、金門、馬祖）にてやつと施行された。一九九〇年代、立法院の全面的な改選により引き起⁽³⁶⁾された法律修正活動が頻繁になる前、総計三五七条の中で、ただ四条の条文が修正されただけで⁽³⁶⁾、極めて少ない修正であり、「脱内地」とは言⁽³⁷⁾い難い状況であった。しかし一九九〇年代以後の法律修正は常に、台湾で発生した案件および社会の要求に応じるためであり、大陸地区の状況を考慮しておらず、よって実質的に「脱内地化」している。⁽³⁷⁾

中華民国刑事訴訟法は一九三五年に中国において公布され施行された。中華民国政府の遷台後、一九六八年二月に全ての法典を修正し「刑事訴訟法」とした。⁽³⁸⁾しかし、この法律が採用した、訴訟審理原則および全ての訴訟骨子は、基本的に歐州の法制度を模倣しており、施行地域が大陸地区に及ぶか及ばないかとは無関係であった。しかし、二〇〇二年および二〇〇三年、刑事訴訟法に重大な変化があり、米国の刑事訴訟法の骨子である「改良当事者主義」も採用する方向へ向かい、これは台湾社会の要求が大陸地区を考慮しないことと同じであり、明らかな「脱内地化」であった。

しかし、中華民国最高法院は今まで依然として、中国内地を我が国の領土と見なしているため、「大陸地区」で発生した犯罪を「自國」の領域外で発生したものと見なしていない。動員戡乱時期が終了した後の一九九九年、台湾高等法院は台湾人民が中国で起こした犯罪は「自國領域外犯罪」に属するとみなした。⁽⁴⁰⁾これは「現実回帰」的な法律の見解であり、ただちに最高法院検察署の検察総長は特別上訴し、その結果最高法院は台湾高等法院の前見解を否決した。⁽⁴¹⁾この見解はその後の最高法院判決が採用したものである。しかし法学界には、最高法院のこの見解を批判する者がいた。⁽⁴²⁾最高法院の大連地区での犯罪に中華民国の法律の適用を認めるという見解は、主権支配が及ばない現実のも

とでは、中国人民にとつてはただの空論であり、台湾人民にとつては常に無責任な話であった。中国で発生した犯罪を最高法院の前掲見解で調査するなら、当然中国人民の加害者や被害者は、みな中華民国刑事法の適応を受けるが、実際に、台湾政府は、該当する刑罰規定を執行することは根本的に出来ない。加害者が台湾人民で、台湾に送還された後に、台湾政府は刑罰権を行使できるだけであり、犯罪地が台湾ではないので刑事訴訟手続き上、いかに検挙し立証、調査するかなどの多くの問題が存在する。さらに重要なのは、被害者が台湾人民で、最高法院が前述の見解により、加害者の中国人の訴追を要求したとき、中国で公権力を行使できない台湾政府は、まったくなすべき方法がなく無策なことである。さもなければ、台湾ビジネスマンが中国で被害を受けたり、台湾人民が中国の有毒な食品により被害を受けたとき、大陸地区の犯罪に適用するという中華民国法律規範上の揚言によれば、ただちに検察官を中国へ派遣し容疑者を取り調べ処罰することになるが、しかし実際上このようには出来ず、ただ中国政府との協議を要望できるだけである。

現在、両岸の人民は互いに相対しており、台湾政府は中国人民がすでに作り上げた中華人民共和国を否定することを望まず（すでに動員戡乱の宣言が終了しているように）、また台湾はすでに主権国家の実態を有しているが、中国政府は承認を望んでおらず、法理上、両主権国家の法制処理に関与すること、また政治的現実と法律規範の乖離に触れることを拒絶している。これは当然、双方が解決を待たなければならない、政治的な見解の相違である。ただし、台湾人民は自身を司ることはでき、自身の法域の中華民国法制を施行し、まず、現実の国家領域を台湾（台湾、澎湖、金門、馬祖）に一致させて法律規定を制定し、法律解釈の適用を進めるべきである。前述の台湾高等法院の、中国における犯罪に關し「自國領域外犯罪」に属するという見解は一つの新しい試みであるが、まだ最高法院は承認していない。

おわりに——「脱内地」まであと一マイル

台湾は、一九四九年未に中華民国中央政府が遷台し、事実上一つの国家となつた後、中華人民共和国統治下の中国と政治上の関係を断絶した。しかし、国家法規体系である中華民国法制として、前述の現実を認めていない。ただし徐々に時局は変化し、中華民国法制は次第に、その台湾統治の現実に向かい合い、「大陸地区」即ち中国内地の法制上の存在およびその実際状況を、法制定、修正において考慮しなくなり、このことは「脱内地」と言える。

中華民国法制に関連する中央民意代表制度、つまり各種可能な法律解釈を行うことは、実質上徐々に達成してきた「脱内地」効果のよい例である。一九九一年の憲法増修条文によれば、その後の中央民代は全て、台湾人民の定期改選によつてのみ生み出され、「大陸地区」人民の投票参加は皆無で、実質上すでに「脱内地」である。しかし、この「脱内地化」が領土範囲および行政区画と組織に及んだとき、直ちに挫折してしまつた。一九九七年、「省の改善」がなり、「省の廃止」がならなかつたことは、はつきりと「脱内地」への抵抗勢力がまだ残つてゐることを示している。「脱内地化」を阻む大きな障害は、憲法上の国家領土範囲が依然として「大陸地区」を含むことである。一九九一年五月一日、動員戡乱の終息が宣告され、同時に公布された、脱内地、脱一中に対する憲法増修条文は「脱内地を目指す」という微妙な態度であつた。中華民国憲法は実質上、既に大陸地区に適用されていないが、憲法の有権解釈は國家法秩序上、まだこのようにはなつていない。この曖昧な憲法上の規定はまた、全国的な中央の法律を普遍的な「脱内地」へ展開させたが、依然としてまだ超えられない障害がある。それは例えば最高法院は依然として中国を堅持しており、「大陸地区」の犯罪は「自國領域内犯罪」とし、この見解が実際にそぐわないことを無視していることである。

中華民国法制の「脱内地」「脱一中」のプロセスの中で、最後でもありかつ最も困難な一マイルは、憲法上で国家の領土範囲が台湾（台湾、澎湖、金門、馬祖）であるということを確立することである。法律手続き上、公民投票により決定するのか？立法院で決議するのか？司法院大法官会議で解釈するのか？總統が宣布するのか？さらに重要なのは、いかに実質上の困難を克服するのか？すなわち、中国が内包する国際的な強権干渉を避け、最も核心であり鍵となる、台湾共同体内部で、前述の憲法規範を支える、台湾国民全体の同意理念が形成されることである。

【注】

- (1) ただし国際社会では、国連が一九七一年に、中華人民共和国政府を承認し、台湾にある蒋介石に指導された政府を、中国を代表する政府ではないとした。
- (2) 一九四九年以降、中華民国政府は台湾において、継続して主権独立国家の体制をもつて主権を行使した。台湾人民は一般的に、「我が國」の経済貿易実力の世界的レベル、「国民」の生育率、死亡率、その他健康状況などについて語るとき、台湾、澎湖、金門、馬祖からなる政治共同体をいつも指し示す。許宗力「两岸関係法律定位百年来的演变与最新发展——台湾的角度出发」、台湾法学会編『台灣法制二百年論文集』（台湾法学会、一九九六年）三六四—三六五頁。
- (3) 李筱峰「台湾戰後初期的民意代表」（自立晚報、一九九三年）、三八—四二頁。
- (4) 詳細は、王泰升『台湾法律史概論』（元照、四版、二〇一二年）、一三六、二一八頁。
- (5) 若林正丈著、洪金珠、許佩賢訳『台湾 分裂国家与民主化』（月旦、三版、二〇〇九年）、三六頁。
- (6) 薛化元編著『自由化民主化——台湾通往民主憲政的道路』（日創社、二〇〇六年）、六六頁。
- (7) 林山田『五十年来的台湾法制（一九四五—一九九五）』（自刊、増訂版、一九九六年）、六一一六三頁。
- (8) 国民大会秘書處編『国民大会实録 第二編』（一九六一年）、一一二頁、薛化元『戰後台灣歷史閱覽』（五南、二〇一〇年）、一七八頁。
- (9) 詳細は、王泰升『台湾法的断裂与連續』（元照、二〇〇二年）、一六六—一六八頁。
- (10) 詳細は、王泰升、同前註、一六八頁。

- (11) 一九七二年の増員選挙では、台湾地区選出の増員国代は五三名、増員立委は五一名、増員監委は一人であった。しかし、この選挙後の実際の総人員は、国代は一三四四名に達し、立委は四六一名であった。台湾地区代表の占める割合は依然極端に低かった。中央選挙委員会編『中華民国選挙概況 上篇』（一九八四年）、二四六—二四八頁、国民大会秘書處編『第一届国民大会臨時会美錄』（一九九一年）二六〇頁。
- (12) 林紀東、黃錦堂補述『中華民国憲法私義』（作者自刊、改訂版、一九九二年）、四五〇—四五一页。
- (13) 李炳南『憲政改革与国是會議』（永然文化、一九九二年）、七九一八〇頁。
- (14) 黄錦堂『地方自治法治化問題之研究』（月旦、一九九五年）、二四頁。
- (15) 王泰升、同註（4）、一六七頁。
- (16) 薛化元、同註（8）、八四一八五頁。
- (17) 翁岳生『我国行政法四十年來之發展』、『法治國家之行政法与司法』（月旦、一九九四）、二七二頁。
- (18) 葉俊榮『從國家發展與憲法變遷論大法官的憲憲能——一九四九至一九九八』、『台大法学論叢』二八卷二期（一九九九年一月）、二五五頁。
- (19) 王泰升、同註（4）、一六七頁。
- (20) 林金田總編輯、鄭喜夫等撰『台灣省政府功能業務與組織調整文獻輯錄 上』（台灣省文献委員會、一九九九年）、一七一八頁。
- (21) 薛化元、同註（8）、三八四—三八五頁。
- (22) 許宗力、同註（2）、三六七—三六八頁。
- (23) 許宗力、同註（2）、三六〇頁。しかし、許宗力教授は一九九二年に別の論文で既にこれを主張している。黄昭元『兩國論的憲法分析——憲法解釈の挑戦与突破』、同編『兩國論与台灣國家定位』（学林、一〇〇〇年）、一四頁、註三一。
- (24) 許宗力、同註（2）、三五九—三六五頁。
- (25) 王泰升、同註（9）、一七五頁、註五五。
- (26) 黄昭元「導言」、同編『兩國論与台灣國家定位』（学林、一〇〇〇年）、四一六頁。
- (27) 詳細は、王泰升「法律史——台灣法律發展的『輪替』、転機与在地化（一〇〇七—一〇〇九）」、『台大法学論叢』三九卷二期（一〇一〇年六月）、一七一—一七七頁。
- (28) 二〇一二年四月、吳伯雄が中国に向け明らかにした「一国兩区」論を通じて、台湾法学会が馬英九に焦点を当てて、開催した座談会、「『一国兩区』対台湾憲政及法律地位之影響」、『台湾法学雑誌』一〇〇期（一〇一二年五月）、一二四—一二五、一二九、

「二二一」、「二三四」、「二三六」、「四〇一」、「一四一」頁。

(29) 「憲法」中」と領域の関係については、張明偉「論兩岸旅遊糾紛之刑事訴訟障礙」、『法令月刊』六〇卷六期（一一〇〇九年六月）、一一一一一三頁。これは前行政院長謝長廷が提起したものだが、民進党内でこれに対し、かなり多くの批判があった。

(30) 国史館編『中華民国史法律志（初稿）』（国史館、一九九四年）、三八九頁。

(31) 王泰升、同註（4）、「二八六」、「二八七」頁。

(32) 条文内容および修法理由全体は、立法院法律系統サイトで見られる：[http://lisy.ly.gov.tw/lgcgjv1/glawr?@2621804289383ENO%3DE01825%20OR%20NO%3DB01825\\$S10SSN0.PD](http://lisy.ly.gov.tw/lgcgjv1/glawr?@2621804289383ENO%3DE01825%20OR%20NO%3DB01825$S10SSN0.PD)、最終閲覧日：二〇一一年七月一日。

(33) 国史館編、同註（30）、「八六一」、「八七」、「九一」、「九七」頁。

(34) 国史館編、同註（30）、「九七一」、「一〇三」頁。

(35) 王泰升、同註（4）、「三〇九」、「三一〇」頁。

(36) 国史館編、同註（30）、「四九八」頁。

(37) 王泰升、同註（4）、「二四四」、「一二四五」頁。

(38) 国史館編、同註（30）、「一七八」、「一八〇」頁。

(39) 王泰升、同註（4）、「二五八」頁。

(40) 「在大陸地区犯罪、應屬在我国領域外犯罪」、『月旦法学雑誌』六八期（一一〇〇一年一月）、「一〇七」頁。

(41) 張明偉「論兩岸旅遊糾紛之刑事訴訟障礙」、「一〇九」、「一〇〇」頁、註（5）。

(42) 許沢天「中華民国領域」概念在刑法適用法的解釈」、『台灣法学雑誌』一六六期（一一〇一〇年二月）、「一三七」、「一三九」頁。この論文はまた、兩岸關係条例第七五条が大陸地区での裁判効力を否認しているので、最高法院が掲げている大陸地区犯罪は国内犯罪に属するという見解を、不当と認識している。